無差別一 法律の施行状況に関する報告 大量殺 人行為を行った団体の規制に関する

同年十二月三十一日まで令和五年 一月 一日から

無差別 大量殺· 人行為を行 · た 団 : 体 \bigcirc 規制 に関する法律 \mathcal{O} 施 行 状況に関 する報告

に基づき、 無差別大量殺 令 和 五年一 人行為を行 月一 日 った団体 から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況を左記 · の 規 制に関する法律 平 ·成 十 年 法律第百四十七号) 第三十一条の規定 のとおり 報告

記

1

た

ま

観察処分の決定と観察処分の期間の更新の経緯

平 官 者 す 下 成 に $\overline{\mathcal{O}}$ るオウ 公安審 + よっ 観察に付す 団 平成二十七年一月二十三日、平成三十年一月二十二日及び令和三年一月六日、 五 体 年一 À 規 査委員会は、平成十二年一月二十八日、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 て構成され 真 制 月二十三日、 理教 法 る処分をいう。 \mathcal{O} という。) 教義を広め、これを実現することを目的とし、 る団体」 平成十八年一月二十三日、 第 五 (以 下 以下同じ。)を行う決定を行った。 条第 「当該団体」 項の 規定に基づき、 という。)について、 平成二十一年一月二十三日、 麻 原 さらに、 彰晃こと松本智 同 人が主宰し、 三年間 司 この観 条第 **跳察処分** 津夫を教 平 匹 同 項 成 人及び それぞれ観察処分の $\widehat{\mathcal{O}}$ <u>一</u> 十 規定に (公安調 祖 同 兀 教 年 基づき、 創 義 査 始 に 庁長 従 者と **以** う

期間を更新する決定を行った。

一 観察処分の期間の更新請求 (八回目)

公安調 査 庁長官は、 当該 団体に つい て、 団体規制法第五条第一項第一号等に掲げる事項に該当し、 引き

続きそ \mathcal{O} 活 動 状 況 を 継続 L て明 5 か に する必要 が あ ると 認め、 寸 体 規制 法第十二条第二項 0 規 定 に基 づ V

7 あ 5 カュ じ め 警察庁 長官 \mathcal{O} 意見を 聴い た上、 同 条第一 項後段 \mathcal{O} 規定に基づき、 令 和 五 年十二 月三十日、 公安

審 査 一委員会に対し、 令和三年一 月六日付け同委員会決定によりその期間が更新された観察処分 (以下「令

和三年 に更新され た観察処分」 という。)について、 その り期間 \mathcal{O} 更新を請求した。

な お、 公安 審 査 委員 会は 同 請 求 を受け、 团 体 :規制法第二十六条第三項及び第四 項 \mathcal{O} 規定に基づき、 当

該 団 体 : に 対 Ļ 更新が予定される処分の 内容及び 更新 の根拠となる法令の条項 更新 の 理 曲 となる事 実並

び に 陳 述書の提出期限等を通知 し、 意見陳述 の機会を付与して、 当該団体 カ ら陳述書の提出 を受けるなど

L て 審 査 を遂げた結果、 同 請求 に 理 曲 が あると認め、 令和六年 ___ 月十二日、 寸 体 規 制 法第 五. 条 第 几 項 \mathcal{O} 規

定に · 基づ き、 令 和 年 に 更新 さ れ た観 察処 分 0 期 間 を更新する決定を行っ た。 同決定は、 令 和 六年 月二

十九日、 官報で公示され、 同年二月一日、 その期間が更新された。

が 同 司 項 寸 L 充足することから、団体 てい 請 体 金品その 条第一項前段の規定に基づき、令和五年一月三十日、公安審査委員会に対し、 公安調査庁長官は、 という。) 規制法第五条第五項において準用する同条第三項に規定される報告すべき事項 求 るも にお 他 のを除く。) いては、 <u>つ</u> の — 財 産上 部 処分の内容を「Aleph が報告されておらず、 当該団体のうち、「Aleph」の名称を用いる団体(以下「Aleph」という。)について、 の利益の贈与を受けることを禁止すること」(同項第五号)とし、 の全部 規制法第十二条第二 又は 部 の使用を禁止すること」(団 が 項の規定に基づいてあらかじめ警察庁長官の意見を聴い 団体 所有し又は管理する特定の土地又は建物 規 制法第八条第一項に規定される再発防 .体規制法第八条第二項第二号)、「Aleph 再発防止処分を請求 (以 下 (専ら居住の用 処分の期間を六 止 「報告すべき事 一処分の 要件を した。 · た上、 に供

び場所を通知し、 対 公安審査委員会は、 請 求 に係 る処分の 意見聴取の機会を付与するなどして審査を遂げた結果、 同請 内 容及び根拠となる法令の 求を受け、 団体規 制法第十六条及び第十七条第 条項、 請 求 \mathcal{O} 原因となる事実並 同請求に理由があると認め、 項の 規定に基づき、 立びに意見 見 聴 取 Aleph 💟 \mathcal{O} 期 日 令 及

筃

月間とした。

和 五. 年三月十三日、 寸 体 規 制 法 第八条第 項の規定に基づき、 その処分を行う旨 \mathcal{O} 決定をした。 百 決定は、

同 月二十日、 官報 で公示され、 同月二十一日 から同 1年九月二十日までの間 を処分の 期間とし て 再 発 防 止 処

分が行われた。

そ の後、 公安調 查 庁長官は、 Aleph につい て、 再 発 防止処分に付された後 も依然として報 告すべ き事 項

 \mathcal{O} 部 が 報告され て おらず、 寸 体 規 制 法 第 八条 第 項に 規定され . る 再 発防 止 処分の 要件, を充足することか

5 前 記 司 様 \mathcal{O} 手 続を経て、 令和 五. 年七月十四日、 公安審査委員会に対 前 記 同 様 の処分の内容 (ただ

Ļ 寸 体 規 制法第 八条第二項第二号の 規定に基づく処分については、 その対 象 範囲 『を拡張) 及び 処分の 期

間とする再発防止処分を新たに請求した。

公安審 査 委員会は 前 記 同 様 \mathcal{O} 手 続 を経 て 審 査を遂げ た結晶 果、 同 請 求 に理 由があると認め、 令和 五. 年 九

月 匝 日 団 体 規 制 法第八条第一 項の規定に基づき、 その処分を行う旨 の決定をした。 同 決定は、 戸 月 千九

月 官 報で公示され、 同 月二十 <u>.</u> 日 から令和六年三月二十日までの 間を処分の 期間 として再発防 止 一処分が

行われている。

四 観察処分の実施等

観察処分に基づく調査等

公安調 査 一庁長官は、 当 該 団体に対する令和三年に更新された観察処分の実施のため、 団体規制法第七

条第一項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に基づき、 公安調査官に必要な調査をさせたことに加え、 同条第二 一項の 規定に基づき、

令 和 五. 年 中、 合計三十 九 回 に . わ たり、 当 該 寸 体 が 所有 し又は管理する土 地 又は 建 物 延べ 几 十三 笛 所 (実

数二十五 一箇所) に 公安調 査官を立ち入らせ、 設備、 帳 簿 書 類その 他 必要な物件を検査させた (別表 0

参照)。

関 係 都 道 府県警察は、 公安調査官による立入検査 に際し、 立入先周辺 の警戒警備を実施した。

ま た、 令 和 五. 年 中、 団 体 規 制 法第五 条第 五. 項に お 11 て準 甪 する同条第三 項の規定に基づく公安調 査 庁

長官宛て 0) 報告について、 当 該 団体は、 三月ごとに報告書を提出した。

なお、 当該団: 体のうち、 Aleph は、 再発防止処分に付された後も依然として報告すべき事項の一 部に

ついて報告を行 っておらず、 公安調 査 产 から 0 度重なる る是正指導にも応じてい な

公安 河調 査 庁 長官 は、 団体規制法第五 条第六項の 規定に基づき、 当該団体 から報告された内容を警察庁

長官に通報した。

2 調査結果の提供

公安調 査庁長官は、 団体規制法第三十二条の規定に基づき、 関係地方公共団体の長の請求を受け、 令

での観察処分に基づく調査の結果を提供した (別表の二参照)。

和

五年中、

合計三十五

回にわたり、

延べ

、四十六

(実数二十三)

の関係地方公共団体の長に対し、

これま

3 地域住民との意見交換会の実施

公安調 査庁は、 当該団体の施設が存する地域に居住する住民の恐怖感・不安感の解消 ・緩和に資する

ため、 令和 五年中、 都道 府県警察及び関係地 方公共団体とともに実施したものを含め合計二十五回にわ

たり、地域住民との意見交換会を実施した。

4 観察処分及び再発防止処分の取消し等を求める行政訴訟

(一) 観察処分に関する行政訴訟

令和三年 O観 察処 分 \mathcal{O} 期間 を更新する決定に関し、 当該団体 のうち、 ひ か りの輪」 0 名 称を用 7

る 団 体 (以 下 ひ カュ り Ó 輪 という。) は令和三年三月八日 に、 Aleph は同 年七 月二日 に、 平成二十

七 年一 月に Aleph を離れて活動を開始した元 Aleph 幹部構成員の山田美砂子 (以下「山田」という。)

訟は、 及び 同 を中心とする団体 決定の Aleph を原告とする訴訟は、 令 和 取消 五年 し等を求める行政訴訟を提起した。 九月十五 (以 下 旦 山 田らの集団」という。) 第一 審 V > ずれも東京地 0 東 京 从地方裁 これらの訴訟のうち、 判 方裁判所に係属中であるほか、 所が は Щ 原告の 田にお 請求を棄却するなどしたが、 いて令和三年七月五日に、 ひかりの輪を原告とする訴訟 山田を原告とする訴 それぞれ、 Щ 田 が 控

再発防止処分に関する行政訴訟

訴

したことで東京高等裁

判

所に係

属中である。

行政 令 和 訴 五年一 訟を提起 月 の したが、) 再発防 同年三月二十四日、 止処分請求に関し、 Aleph Aleph は、 が訴えを取り下げたことにより、 同年二月二十日、 同処分の差 同訴 止め等を求める 訟は終了し

また、 同請求に基づく令和五年三月の再発防止処分の決定に関し、Aleph は、 同年五月二十二日、 た。

による 同 決定 $\overline{\mathcal{O}}$ 損 取消 害賠 償 し等を求める行政訴 \mathcal{O} 請 求に変更され、 訟を提起し、 東京 地 方裁 判 同決定の (に係) 取消し 中 で の訴えは、 司 年十 一月十五 日、 同 決定

属

、ある。

さらに、 令和五年七月の再発防止処分請求に基づく同年九月の再発防止処分の決定に関し、 所

Aleph

 \mathcal{O} 構 成 員らは、 それぞれ、 同月二十 日に名古屋 地 方裁判 所、 同 年 $\dot{+}$ 月 十 一 目 に 東京 地 方裁 判 所、 同

月十六日に横 浜 地 方裁 判所、 同年十一月二十五日に 東京地-方裁判所に、 同決定の一 部取消し等を求め

る行政訴訟を提起し、いずれも各裁判所に係属中である。

五 当該団体の現状

1

組

織

 \mathcal{O}

概

況

当 該 団体は、 令和五年十二月三十一日現在、 国内に構成員約千六百五十人 (出家した構成員約二百五

十人、 在家の構 成 員約千四百人) を擁 Ļ 口 シ · ア連 邦 内にも 構成員を擁してい る。 また、 十五 一都道 府 県

下に三十箇 所 0) 拠 C 点施設 及び 約 五. 筃 所 0 出 家 L た構 成 《 員居住 思 用 施設等を確保 して V

なお、 当 該 団 体 は、 V わゆる 「松本サリン 事件」 及び 「地下鉄サリン 事 件」(以下 一両 ーサリ ン 事 件

という。) の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫 (以下「松本」 という。) への絶対的帰 依 、 を 明 示 的

12 強 気調する Aleph -及び Ш 田 5 \bar{O} 集団 並 びに 観 察処分を免れるため、 松本 $\overset{\cdot}{\mathscr{O}}$ 影響 力 \mathcal{O} 払拭を装いつつ、 松

本 の 意思を実現することを目 的 とし 7 組織 され たひ か り \mathcal{O} 輪 を中 心 に 構 成さ \bar{h} 7 お り、い ず れ \mathcal{O} 団 体 ŧ

依然として、 松本及び松本の説くオウム真理教の教義を共 通 の基盤としているものと認められる。

概 況

松本

の影響力

当該 可 体のうち、 Aleph 及び山田らの集団においては、 従前と同様、 松本の写真を施設内の修行道

場等に 掲げていること、 説法会等に お **/** \ て、 構成員に対 して、 松本 \dot{O} 「 偉 大性 を称 賛 する内 容 \mathcal{O} 映

像 を視り 聴させたり、 松本へ \emptyset 絶対 的 帰依を求める文言を繰 ŋ 返し 唱 和 する修行等 に 取 ŋ 組ま せ た りし

ていることなどが、 また、 当該団体のうち、 ひか りの輪 におい ては、 松本に関係があるとする仏 画

を

施設内 の修行道場等に掲げていることなどが 確認されてい る。

こうしたことから、 当 該 寸 体 は、 松本 O死 後も依然として、 松本及び松本の説 くオウ 7 真 理教 の教

義がその存立、 運営 の基盤をなしていると認められ、 松本が、 その活動に絶対的とも いえる影響力を

有してい ると認められる。

閉鎖 的 欺ま ん的 体質

当 該 寸 体 は 従前 لح 同 様 出家 し) た 構 成員を当 該団 体管 理 下 . (7) 拠点施設等に集団居 住 させ て 般 社

会と融和しな V 独自 の閉鎖社会を構築しており、 公安調査官による立入検査の際には、 検査 開始 時 に

施設 入口の 開 原までに時間を掛けたり、 出家した構成員が、 公安調査官の質問に対して、「答える義

務はない」などと発言して回答を拒否したり、 物件の検査に対して異議を唱えたりするといった非協

力的な姿勢を徹底するなど、 その組織体質は依然として閉鎖的であると認められる。

また、 当該| 団体は、 公安調査庁長官宛ての報告に おいて、 構成員や団体活動 に関する意思決定等に

ついて実態に即した内容を報告していない。

特に、 当該団体のうち、Aleph は、 団体の営む収益事業に関する事項等、 報告すべき事項の一部に

ついて、 報告を行ってい ない。 さらに、 Aleph においては、 対外的には 両サリン事件に対す る反省

謝罪 を強 調し てい . るも O \mathcal{O} 実際には、 構成員が、 両サリン事件をはじめとする当該 団 体 Lが じや つ起

した一 連の事件について、 当該団体の関与を否定する趣旨の発言を行っていることなども確認されて

いる。

こうしたことから、 当該 団体のは 組織体質は依然として欺まん的であると認められる。

(三) 資金及び構成員獲得に向けた諸活動

当該 団体は、 幹部構成員による説法会を実施しているほか、 当該団体のうち、Aleph は、セミナー

を実施するなどして参加費や布施を徴収し、 資金を獲得してい 、たが、 令和五年三月以降、 二度にわた

り、 再発防止処分を受け、 資金の獲得が停滞している。 また、 当該団体のうち、 ひかりの 輪 は、 年末

年始、 五月連休及び夏季にセミナーを実施して参加費等を徴収するなどして、 資金を獲得している。

また、 当該 団体のうち、Aleph は、インターネット上で提供されるソーシャル・ネ ットワ ーキング

サ ĺ ピ スの 利 用などによる非 対 面 型の 勧 誘手法等を用いて、 青年層を中心 に接 無を図 り、 その 名 称

を秘匿して運営するヨー ガ教室や勉強会への参加を働き掛けるなどして、 新規構成員の獲得に向 けた

活動を行っている。

一立入検査の状況

九	八	七	六	五.	四	11	1 1	_	回数
四 · 十四	四 · 十 一	三・二十八	三・二十六	三・二十四		二・十六	一・十九	一· +三	令和五年
西荻施設(東京都杉並区西荻北)	北越谷施設(埼玉県越谷市北越谷)	足立入谷施設 (東京都足立区入谷)	名古屋施設 (愛知県名古屋市中区千代田)	京都施設(京都府京都市南区上鳥羽鍋ケ淵町)	南烏山施設(東京都世田谷区南烏山)	岩倉施設(愛知県岩倉市本町)	仙台施設(宮城県仙台市宮城野区東仙台)	大宮施設(埼玉県さいたま市大宮区桜木町)	立入検査の場所
公安調査官	公安調査官	公安調査官	公安調査官	公安調査官	公安調査官	公安調査官	公安調査官	公安調査官	立入り人数
十五人	十六人	二十人	十四人	十六人	十四人	八人	八人	十四人	

十人	公安調査官	徳島施設(徳島県徳島市中島田町)	六・二十		十七
八 八 人	公安調査官	人潮伊勢野施設(埼玉県八潮市大瀬)			- 7
八人	公安調査官	野田施設(千葉県野田市下三ケ尾)	+ +		⊦ ≒
十人	公安調査官	北越谷施設(埼玉県越谷市北越谷)	六・十三		十 五
十 一 人	公安調査官	水戸施設(茨城県水戸市水府町)	六,八八		十四四
十人	公安調査官	横浜施設(神奈川県横浜市神奈川区新町)	六・六		+ =
九 人	公安調査官	武藏野施設(東京都武藏野市吉祥寺南町)	六• 四		+ :
十五人	公安調査官	札幌白石施設(北海道札幌市白石区本通)	- <u>-</u>		- -
十三人	公安調査官	札幌施設(北海道札幌市豊平区美園)	□ - - - - -		<u> </u>
十二人	公安調査官	生野施設(大阪府大阪市生野区新今里)	四 · 十九		+
数数	立入り人数	立入検査の場所	令和五年	令	回数

七人	公安調査官	小諸施設(長野県小諸市大字加増)	八 三 十 一	二十六
七人	公安調査官	仙台施設(宮城県仙台市宮城野区東仙台)	八・十七	二十五.
七人	公安調査官	岩倉施設(愛知県岩倉市本町)	八 · 四	一十四四
十 一 人	公安調査官	大宮施設(埼玉県さいたま市大宮区桜木町)	八 ·	二 十 三
九 人	公安調査官	金沢施設(石川県金沢市昌永町)	七・二十四	<u>-</u> + -
九 人	公安調査官	東大阪施設(大阪府東大阪市箱殿町)	七・十九	<u>-</u> +
十 一 人	公安調査官	福岡施設(福岡県福岡市博多区住吉)	七 •	<u>-</u>
八人	公安調査官	甲賀信楽施設(滋賀県甲賀市信楽町)	六·二十八	十九九
十四人	公安調査官	八潮大瀬施設(埼玉県八潮市大字大瀬)	六・二十三	十八
人 数	立入り人数	立入検査の場所	令和五年	回数

官 九 九 人	公安調査官	横浜施設(神奈川県横浜市神奈川区新町)	十一・二十九	三 十 五
官	公安調査官	北越谷施設(埼玉県越谷市北越谷)	十一十二十四	三 十 四
官 十一人	公安調査官	生野施設(大阪府大阪市生野区新今里)	+ +	二十三
官 十八人	公安調査官	札幌白石施設(北海道札幌市白石区本通)		
官 十五人	公安調査官	札幌施設(北海道札幌市豊平区美園)	├ • E.	<u>=</u> ├
官 十一人	公安調査官	京都施設(京都府京都市南区上鳥羽鍋ケ淵町)	 + · 二 + 六	二十一
官十三人	公安調査官	西荻施設(東京都杉並区西荻北)	十 · 十 八	三十
官	公安調査官	福岡施設(福岡県福岡市博多区住吉)	十 ・ 五四	二 十 九
官 十二人	公安調査官	南烏山施設(東京都世田谷区南烏山)	九・二十五	二十八八
官 十三人	公安調査官	新保木間施設(東京都足立区保木間)	九 · 五	二 十 七
立入り人数	立	立入検査の場所	令和五年	回 数

回数	令和五年	立入検査の場所	立入り人数	数
		野田施設(千葉県野田市下三ケ尾)	公安調査官	六人
三 十 デ	- - -	八潮伊勢野施設(埼玉県八潮市大瀬)	公安調査官	六人
三十七	+11・ 七	足立入谷施設(東京都足立区入谷)	公安調査官	十八人
三十八	十二· 十三 十四	名古屋施設(愛知県名古屋市中区千代田)	公安調査官	十 二 人
三十九	十二・十八	八潮大瀬施設(埼玉県八潮市大字大瀬)	公安調査官	十三人

二 調査結果の提供状況

七	六	五.	四		三		1	1	回数
二、八八	1 • 11	11.	1・11十七		一 ・ 十 九		· + E	-· +:-	令和五年
滋賀県知事	滋賀県甲賀市長	北海道札幌市長	長野県小諸市長	愛知県岩倉市長	石川県金沢市長	埼玉県知事	愛知県名古屋市長	京都府京都市長	提供先
該団体の活動状況に関する調査結果当該団体提出の第九十一回及び第九十二回報告書並びに当	に関する調査結果当該団体提出の第九十二回報告書及び当該団体の活動状況	に関する調査結果当該団体提出の第九十一回報告書及び当該団体の活動状況	の活動状況に関する調査結果・小諸施設、当該団体提出の第九十二回報告書及び当該団体	に関する調査結果当該団体提出の第九十二回報告書及び当該団体の活動状況	調査結果 一次のでは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、のでは、は、は、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	当該団体提出の第九十二回報告書に関する調査結果	に関する調査結果当該団体提出の第九十二回報告書及び当該団体の活動状況	に関する調査結果当該団体提出の第九十二回報告書及び当該団体の活動状況	提供内容の概要

		- - -			+ -		+	九	八	回 数
	-	<u>u</u> • - <u>u</u>			四 · 十三		11] • 1]	二 - 二 十 四	· + · ·	令和五年
京都府京都市長	愛知県名古屋市長	滋賀県知事	東京都知事	大阪府大阪市長	北海道札幌市長	· 中国	東京都台東区長	東京都足立区長	大阪府東大阪市長	提供先
に関する調査結果当該団体提出の第九十三回報告書及び当該団体の活動状況	に関する調査結果当該団体提出の第九十三回報告書及び当該団体の活動状況	に関する調査結果当該団体提出の第九十三回報告書及び当該団体の活動状況	る提施	動状況に関する調査結果回、第九十二回及び第九十三回報告書並びに当該団体野施設、当該団体提出の第八十九回、第九十回、第九	に関する調査結果当該団体提出の第九十三回報告書及び当該団体の活動状況	報告書に関する調査結果北越谷施設及び大宮施設並びに当該団体提出の第九十三回	に関する調査結果当該団体提出の第九十二回報告書及び当該団体の活動状況	に関する調査結果九十一回及び第九十二回報告書並びに当該潮伊勢野施設、当該団体提出の第八十九回谷施設、保木間施設、新保木間施設、八潮	当該団体の活動状況に関する調査九回、第九十回、第九十一回及び団体提出の第八十六回、第八十七	容の概要

- 	- L		十八		十七	十六	十五	十四四	+ =	回数
-t	·		七· 二十		六・九	六.	六· 二	五 + 二	四・二十八	令和五年
埼玉県八潮市長	埼玉県知事	京都府京都市長	北海道札幌市長	北海道知事	東京都世田谷区長	埼玉県越谷市長	滋賀県甲賀市長	北海道知事	愛知県岩倉市長	提供先
に当該団体の活動状況に関する調査結果一回、第九十二回、第九十三回及び第九十四回報告書並び八潮大瀬施設及び八潮伊勢野施設、当該団体提出の第九十	談団体提出の第九十四回報告書に	の活動状況に関する調査結果 京都施設、当該団体提出の第九十四回報告書及び当該団体	告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果札幌施設及び札幌白石施設、当該団体提出の第九十四回報	告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果札幌施設及び札幌白石施設、当該団体提出の第九十四回報	告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果南烏山施設、当該団体提出の第九十二回及び第九十三回報	告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果北越谷施設、当該団体提出の第九十二回及び第九十三回報	に関する調査結果当該団体提出の第九十三回報告書及び当該団体の活動状況	告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果札幌施設及び札幌白石施設、当該団体提出の第九十三回報	の活動状況に関する調査結果岩倉施設、当該団体提出の第九十三回報告書及び当該団体	提供内容の概要

並びに当該団体提出の第九十五回報告書に関する調査結果 北越谷施設、八潮伊勢野施設、八潮大瀬施設及び大宮施設	埼玉県知事	+ • = + -	二十九
──の活動状況に関する調査結果──仙台施設、当該団体提出の第九十五回報告書及び当該団体	宮城県知事	十 二 十 五	二十八
に関する調査結果 に関する調査結果 当該団体提出の第九十五回報告書及び当該団体の活動状況	愛知県岩倉市長	+ + + - =	二十七
報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果 甲賀信楽施設、当該団体提出の第九十四回及び第九十五回	滋賀県甲賀市長	十· 十八	二十六
に関する調査結果 に関する調査結果 当該団体提出の第九十五回報告書及び当該団体の活動状況	愛知県名古屋市長	+ . +	二 十 五.
の活動状況に関する調査結果 岩倉施設、当該団体提出の第九十四回報告書及び当該団体	愛知県岩倉市長	九 · 七	二十四四
の活動状況に関する調査結果野田施設、当該団体提出の第九十四回報告書及び当該団体	千葉県野田市長	八·二十五	二十三
団体の活動状況に関する調査結果甲賀信楽施設、当該団体提出の第九十四回報告書及び当該	滋賀県知事	八・二十三	1+1
の活動状況に関する調査結果西荻施設、当該団体提出の第九十四回報告書及び当該団体	東京都杉並区長	八・四	<u></u> +
体の活動状況に関する調査結果名古屋施設、当該団体提出の第九十四回報告書及び当該団	愛知県名古屋市長	八 ·	<u>-</u>
提供内容の概要	提供先	令和五年 月・日	回数

三十五	三十四	三十三	三十二	= + -	Ξ	Ξ	回数
十二・八	+ - · 二+八	+1 • 11+	+ - + +	十 · 九	+	 	令和五年
滋賀県知事	大阪府東大阪市長	滋賀県湖南市長	北海道札幌市長	北海道知事	京都府京都市長	宮城県仙台市長	提供先
に関する調査結果当該団体提出の第九十五回報告書及び当該団体の活動状況	結果 結果 第九十五回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査 東大阪施設、当該団体提出の第九十三回、第九十四回及び	九十五回報告書及び当該団	に関する調査結果当該団体提出の第九十五回報告書及び当該団体の活動状況	に関する調査結果当該団体提出の第九十五回報告書及び当該団体の活動状況	に関する調査結果当該団体提出の第九十五回報告書及び当該団体の活動状況	の活動状況に関する調査結果仙台施設、当該団体提出の第九十五回報告書及び当該団体	提供内容の概要

無 差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成十一年法律第百四十七号) (抄)

国 [会への報告)

政府は、 毎年一 回 国会に対し、 この法律の施行状況を報告し なければならな

観 (察処分)

第五条 合には、 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、 公安審査委員会は、 当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、 その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体 その活動状況を継続 公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。 して明らかにする必要があると認められる場

- 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 三 \mathcal{O} 事務に従事するものをいう。 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一 当該無差別大量殺人行為が 行われた時に当該団体の役員 以下同じ。)であった者の全部又は 部が当該団体の役職員又は構成員であること。 (団体の意思決定に関与し得る者であって、 部が当該団体の役員であること。 当該 団
- 兀 当該団: 体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前 各号に 掲 げるものの ほ か、 当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事 実が あ る
- 2 次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。 前項の処分を受けた団体は、 政令で定めるところにより、 当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、
- 当該処分が効力を生じた日における当該団 体の 役職員の氏 名、 住所及び 役職 名並びに 構成員 の氏 名及び 住 所
- 処分が効力を生じた日に おける当該団 体の 活 動 \mathcal{O} 用に供されている土地 \mathcal{O} 所 在 地 積 及び用 涂

- 三 当該 処分が効力を生じた日 における当該団 | 体 の 活 動 \mathcal{O} 用 12 供されてい くる建物 \mathcal{O} 所 在、 模 及び用 途
- 几 当該 処 分が効力を生じた日における当該団 体の 資産及び負債のうち政令で定めるも
- 五 その他前項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
- 3 告し 以 前 下この 日までの 第一 なければなら 項 項 の処分を受けた団体は、 期 に お 間を三月ごとに区分した各期間 いて同じ。)ごとに、 うない。 政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日 当該各期 (最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、 間 0 経過後十五 世以内. に、 次に掲げる事 項を、 公安調 その 査庁 期間とする。 長官 -の
- 当該 各 期 間 0) 末日における当該 欧団体の 役職 員 の氏名、 住所及び役職 名 並 びに構成員の氏名及び 住 . 所
- 当該 各 期 間 \mathcal{O} 末日における当該 寸 体 \mathcal{O} 活 動 \mathcal{O} 用 に供されている土地 \mathcal{O} 所在、 地 積 及 Ű 用 途
- 当該 各 期 間 \mathcal{O} 末日における当該 寸 体 \mathcal{O} 活 動 \mathcal{O} 用 に供されてい 、る建物 \mathcal{O} 所 在、 規模 及び

用

途

- 兀 当該 各 期 間 0 末日 における当該団体の 資産 及び負債 のうち政令で定め いるもの
- 五. 当該 各期間中における当該団 体 \mathcal{O} 活動に関する事項のうち政令で定めるもの
- 六 その他第一項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
- きる。 き続き当 公安審査委員会は、 該 寸 体 0 活動 状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、 第一項の処分を受けた団 体 が同項各号に掲げる事項の 11 ず n かに該当する場合であって、 その期間を更新することが 引 で
- 5 該 処分が 第三項 効力を生じた日 \mathcal{O} 規定 は 前 項の か . ら _ 規定により とあるのは、 期間 が更 期 新された場合につい 間 が更新された日から」 て準用する。 と読み替えるものとする。 この場合において、 第三項 中 当
- 6 ときは、 公安調 査庁 その 長官は 内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。 第二項 の規定又は第三項 (前 項に おい て準用する場合を含む。 \mathcal{O} 規定による報告を受けた

観察処分の取消し)

第六条 要がなくなったと認められるときは、 公安審査委員会は、 前条第一項又は第四項の処分について、 これを取り消さなければなら 当該団 な 体 0 活動状況を継続し て明らかにする必

2 前条第一項又は第四 項の処分を受けた団体は、 公安審査委員会に対し、 前 項の 規定による当該処分の取消 を促

(観察処分の実施)

すことができる。

第七条 公安調査庁長官は、 第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするため、

調査官に必要な調査をさせることができる。

2 土 が 地又は建物に立ち入らせ、 あると認 公安調査庁長官は、 められるときは、 第五条第一 設備、 公安調査官に、 項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするために 帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。 同条第一項又は第四項の処分を受けている団体 が 所有し又は管理する 特 に 必 要

3 • 4 (略)

(再発防止処分)

第

八八条 が、 四項 告がされた場合、 団 、の処分を受けている団体について、 第五条第一 六月を超えない期間を定めて、 公安審査委員会は、 体 :の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも: 項各号のいずれかに該当する場合であって、 又は 前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、 その団体の役職員又は構成員が当該団 次項各号に掲げる処分の全部又は一 同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽 次の各号のいずれかに該当するときは、 体の活動として無差別大量殺人行為を行 妨げられ、 部を行うことができる。 若しくは忌避された場合であって、 同条第一 当該 同様とする 項又は第 寸 0 た団 体 0 対

- 体 当該 :を傷害 団 体 若 の役職員又は構成員が、 しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。 団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、 人の 身
- 誘拐し若 当該 団 しくは誘拐しようとしているとき。 体 :の役職! 員又は構成員が、 団体の活動として、 人を略取し若しくは略取しようとしているとき又は 人を
- \equiv 当該団 体 の役職員又は構成員が、 団体の活動として、 人を監禁し又は監禁しようとしているとき。
- 兀 くは保有しようとしているとき。 若しくはその 当 該 団 体 (T) 役職員又は構成員が、 部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いられる設備を保有 団体の活動として、 爆発物、 毒性物質若しくはこれらの原材料若しくは 銃砲
- 五 してい 当該 るとき又は当該団 団体の役職員又は構成員が、 体からの 脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。 団体の活動として、 当該団体に加入することを強要し若しくは強要しようと
- 六 又は構成員に対する指導を行い又は行おうとしているとき。 当該 団 体 の役職員 又は構成員が、 団体の活動として、 殺人を明示的に又は暗示的に勧 \Diamond る綱領に従って役職

員

- 七 増加させ又は増加させようとしているとき。 当該 団 体 トの役職! 員又は 構成員が、 寸 体の活動として、 構成員 0) 総数又は土地、 建 物、 設備そ Ō 他 資産 を急激に
- 2 八 前 項 前各号に掲げるものの \mathcal{O} 規定により行うことができる処分は、 ほか、 当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防 次に掲げるものとする。 止する必要があるとき。
- 又 は特定 いかなる名義をもってするかを問わず、 な いで禁止すること。 土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、 地域を特定して、
- 部 当該 0 使 用 団 を禁止すること。 体 が所有し又は管理する特定の 土地又は 建物 (専ら居 住の 用 に供しているものを除く。 の全部 又は
- \equiv 当 該 無差別 大量殺人行為に関与した者又は当該無差別大量殺人行為が行われ た時に当該団体の役員であ った者

- (以下 におい · て、 「当該無差別大量殺人行為の関与者等」という。)に、 当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。 当該団体の活動 \mathcal{O} 用に供されている土地又は建 物
- 匹 当該 団 体に 加入することを強要し、 若しくは勧誘 Ĺ 又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止すること。

又は制限すること。

(役職員又は構成員等の禁止行為)

五.

金品その

他

の財産上の利益の贈与を受けることを禁止し、

- 第九条 前条に規定する処分を受けている団体の役職員又は構成員は、 団体の活動として、 当該処分に違反する行為
- をしてはならない。
- 2 前条に規定する処分を受けている団体の役職員又は構成員は、 当該処分が効力を生じた後は、 次の各号に掲げる
- 行為をしてはならない。
- 借り受けること。 当該処分により取得し又は借り受けることが禁止された土地又は建物を当該団 当該団体が前条第二項第一号に掲げる処分を受けた場合にあっては、 Ų かなる名義をもってするかを問 体の用に供する目的 で取得し又は わ ず、
- 二 当該団体が前条第二項第二号に掲げる処分を受けた場合にあっては、 より使用を禁止された土地又は建物を使用すること。 当該団体の用に供する目的で当該処分に
- \equiv 当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加させ又は従事させること。 当該団 体が前条第二項第三号に掲げる処分を受けた場合にあっては、 当該無差別大量殺人行為の 関与者等 に、
- 匹 を強要すること若しくは勧誘すること又は当該団体から脱退する行為を妨害すること。 当該団体が前条第二項第四号に掲げる処分を受けた場合にあっては、 当該処分により禁止された団体への 加入
- 五. により 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、 贈与を受けることが禁止された金品その他の 財産上 \mathcal{O} 利益を贈与の 当該団 目的 として受け取ること。 体の利益を図る目的で、 当 □該処分

3 当該 (処分が効力を生じた後は、 :団体が前条第二項第三号に掲げる処分を受けている場合にあっては、 当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の 当該無差別大量殺人行為の関与者等は、 活動に参 加し

(処分の請求)

又は従事してはならない。

第十二条 第五条第一項及び第八条の処分は、 公安調査庁長官の請求があった場合にのみ行う。 第五条第四項の 処分

についても、同様とする。

3

警察庁長官は、

2 公安調査庁長官は、 前項の処分を請求しようとするときは、あらかじめ、 警察庁長官の意見を聴くものとする。

条の処分を請求することが必要である旨の意見を述べることができる。

必要があると認められるときは、公安調査庁長官に対し、

第五条第一

項若しくは第四項又は第八

、観察処分に係る団体の所有又は管理する土地・建物に関する書面の提出)

第十三条 定するに足りる事項を記載した書面を公安審査委員会に提出しなければならない。 るとき又はその後において、 公安調査庁長官は、 当該処分に係る団体が所有し又は管理すると認める土地 公安審査委員会規則で定めるところにより、 第五条第一 項又は第四 又は建物につい 項 0) 処分を請 これを特

(立入検査等)

第十四条 に必要があると認められるときは、 府 県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。 警察庁長官は、第十二条第二項又は第三項の規定に基づき第八条の処分の請求に関して意見を述べるため 第五条第一項又は第四項の 処分を受けている団体について、 相当と認 る都道

2 前 項 0 指 示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長 (以 下 「警察本部長」という。) は、 同 項 Ô

職員に、 調査を行うために特に必要があると認められるときは、 帳 簿書類その 第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、 他 必要な物件を検査させることができる。 あらかじめ警察庁長官の承認を得て、 当該都道府県警察の 設備

- 3 警察庁長官は 前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、 公安調査庁長官に協議しなければならない。
- 4 (略)
- 5 警察本部長は、 第二項の規定による立入検査をさせたときは、 その結果を速やかに文書で警察庁長官に報告 しな
- 6 け ればならない。 警察庁長官は 前項の報告を受けたときは、 その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。
- 7 略

(処分の請求の方式)

第十五条 請求書 (以 下 第十二条第一項前段の処分の請求は、 「処分請 『求書」 という。 を公安審査委員会に提出して行わなければならない。 次に掲げる事項その他公安審査委員会規則で定める事項を記載 した

- 請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 請求の原因となる事実
- 2 なければならない。 処 分請求書には、 請 求の原因となる事実を証すべき証拠書類又は証拠物 (以 下 証拠書類等」 という。 を添え 付

(意見聴取)

L

第十六条 ばならない。 公安審査委員会は、 ただし、 個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、 第十二条第一 項 前段の 処分の請 求があったときは、 これを公開しないことができる。 公開による意見聴取を行わなけ れ

(意見聴取の通知の方式)

第十七条 め、 その期日の七日前までに、 公安審査委員会は、 前条の意見聴取を行うに当たっては、 当該団体に対し、 次に掲げる事項を通知しなければならない。 あらかじめ、 意見聴取を行う期日及び場所を定

- 一 公安調査庁長官の請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 一請求の原因となる事実
- 三 意見聴取の期日及び場所
- 2 該団体に到達したものとみなす。 前 項の 通 知は、 官報で公示して行う。 この場合においては、 公示した日から七日を経過した時に、 当該通知 が当
- 3 を送付しなけ 当該 団体の ればならない。 代表者又は主幹者の 住所又は居所が知れているときは、 前項の規定による公示のほか、 これに通 知 書

(代理人)

第十八条 前条第一 項の通知を受けた団体(同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる団体

を含む。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、 各自、 当該団体のために、 意見聴取に関する一 切の行為をすることができる。

意見聴取の指揮)

第十九条 意見聴取は、 公安審査委員会が指名する公安審査委員会の委員長又は委員 (以 下 「指名委員等」とい

- う。)が指揮する。
- 2 指名委員等は、 意見聴取の期 日の冒頭において、 公安調査庁の職員に、 請求に係る処分の内容及び根拠となる法

令の 指名委員等は 条項並びに請求の原因となる事実を意見聴取の期日に出頭した者に対し説明させなけれ 意見聴取の手続を妨げる行為をした者に退去を命ずることができる。 ばならない

(意見の陳述及び証拠書類等の提出等)

3

第二十条 とについて意見を述べ、 当該団体の役職員、 証拠書類等を提出することができる。 構成員及び代理人は、五人以内に限り意見聴取の期日に出頭して、 当該処分を行うこ

2 当該団体 0) 役職員 構成員及び代理人は、 指名委員等の許可を得て公安調査庁の職員に対し質問を発することが

できる。

3 0 期日までに 当該団体の役職員、 陳述書及び証 構成員及び代理人は、 拠書類等を提出することができる。 意見聴取の期日 \sim 0) 出頭に代えて、 公安審査委員会に対し、 意見聴取

(意見聴取の終結)

第二十一条 に出頭せず、 意見を述べ、 指名委員等は、 及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。 かつ、 前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出 当該団体の役職員、 構成員及び代理人の全部又は一 しない場合には、 部が正当な理由 これらの者に対 なく意見聴 取 改 0 期日 8 7

2 見聴取 期日に出頭せず、 祭の 指名委員等は、 提 \mathcal{O} 出 期 を 日 求 0 め 出 かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これら 前項に規定する場合のほか、 [頭が 該期 相当期間引き続き見込めないときは、 限 が 到 【来したときに意見聴取を終結することができる。 当該団体の役職員、 これらの者に対し、 構成員及び代理人の全部又は一 期限を定めて陳述書及び 部が意見 0 者 証 聴 \mathcal{O} 取 拠 意 \tilde{O}

(公安審査委員会の決定)

第二十二条 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当

該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、次の区分に従い決定をしなければならない。

処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定

処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

処分の請求が理由があるときは、その処分を行う決定

2 公安審査委員会は、 第十七条第二項の規定による公示があった日から三十日以内に、 処分の請求に係る事件につ

き決定をするように努めなければならない。

(決定の方式)

第二十三条 に署名押印をしなければならない。 前条第一 項の決定は、 文書をもって行い、 かつ、 理由を付して、委員長及び決定に関与した委員がこれ

(決定の通知及び公示)

第二十四条 第二十二条第一項の決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。

- 2 場合には、 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。 当該団体に代えて代理人に決定書の謄本を送付することができる。 ただし、 当該団体に代理人がある
- 3 第二十二条第一項の決定は、 官報で公示しなければならない。
- 4 公安調査庁長官は、 第一 項の通知を受けたときは、 その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

決定の効力発生時期)

第二十五条 第二十二条第一項の決定は、 次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める時に、 それぞれそ

の効力を生ずる。

- 処分の請求を却下し、 又は棄却する決定 決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された時
- 二 処分を行う決定 前条第三項の規定により官報で公示した時

(観察処分の期間の更新の手続)

第二十六条 審査委員会規則で定める事項を記載した請求書(以下この条において「更新請求書」という。)を公安審査委員会 公安調査庁長官は、第十二条第一項後段の処分の請求をするときは、 更新 の理由となる事実その他 公安

に提出して行わなければならない。

- 2 (略)
- 3 この場合において、意見陳述は、 公安審査委員会は、 第一 項の請求があったときは、 陳述書及び証拠書類等を提出して行うものとする。 当該団体に対し、 意見陳述の機会を付与しなければなら
- 4 ばならない。 公安審査委員会は、 前項の陳述書の提出期限の七日前までに、 当該団体に対し、 次に掲げる事項を通知しなけれ
- 一 更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項
- 一 更新の理由となる事実
- 二 陳述書の提出先及び提出期限
- 5・6 (略)

(公安調査官の調査権)

第二十九条 七条第一項の規定による調査を含む。 公安調査官は、 この法律による規制に関し、 次条において同じ。)をすることができる。 第三条に規定する基準の範囲内において、 必要な調査 (第

(調査結果の提供)

第三十二条 公安調査庁長官は、 に基づく調査の結果を提供することができる。 該請求を行った者に対して、 個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、第五条の処分 関係都道府県又は関係市町村 (特別区を含む。) の長から請求があったときは、当

(処分取消しの訴え)

第三十五条 法人でない社団又は財団で第二十二条第一項第三号(第二十六条第六項において準用する場合を含む。) の決定を受けたものは、 その名において処分の取消しを求める訴訟を提起することができる。